

大阪地方最低賃金審議会

第318回総会

議事録

平成28年度

大阪地方最低賃金審議会

第318回総会議事録

1 日 時

平成28年8月5日（金）午後3時00分～同3時20分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

高瀬委員、富田委員、服部委員、深井委員、水島委員

（労働者代表委員）

井尻委員、太田委員、上山委員、櫛田委員、楠本委員、中井（寛）委員

（使用者代表委員）

中井（正）委員、中野委員、西田委員、吉田委員

（事務局）

苧谷局長、鈴木労働基準部長、田中賃金課長、古田主任賃金指導官、星島賃金指導官、
田村賃金指導官、那須専門監督官、折笠最低賃金第1係長、木下給付調査官、福谷賃金主任

4 審議事項

（1）大阪府最低賃金の改正決定について

（2）その他

(開会 午後3時00分)

古田主任

ただいまから大阪地方最低賃金審議会第318回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。

傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますよう、よろしく願いいたします。

本日は、公益を代表する委員5名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員4名、合計15名の委員のご出席によりまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることにつきまして、ご報告申し上げます。

なお、公益を代表する長尾委員、使用者を代表する近藤委員、古谷委員は、本日、所用のためご欠席でございます。

それでは、会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

富田会長

それでは、議事(1)の「大阪府最低賃金の改正決定について」に入ります。

事務局から説明してください。

田中課長

では、事務局から説明をいたします。

初めに、第317回大阪地方最低賃金審議会におきまして、平成28年度地域別最低賃金額改定の目安の答申がされたことをご報告しておりますが、内容のご報告ができておりませんので、改めてご報告いたします。

なお、8月1日に開催されました専門部会において、答申の伝達を行っていることを申し添えます。お手元の資料2ページ、別紙1をご覧ください。

平成28年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)。

ランク別の目安額はAランク、これは大阪ほか4都府県でございますが、25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円、これは本年7月26日付で出されました目安小委員会の報告内容のとおりでございます。

1ページの答申本文に戻っていただきたいと思っております。答申本文を読み上げます。

平成28年6月14日に諮問のあった平成28年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

平成28年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き

続き取り組むことを強く要望する。

行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

最後、2ページ、別紙1の2をごらんください。

目安審議において、「ニッポン一億総活躍プラン、経済財政運営と改革の基本方針2016及び日本再興戦略2016に配慮した」調査審議が求められたことに特段の配慮をした上で、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率が低下してきたこと、影響率が高まる傾向にあること等、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待するとされています。

そして、平成28年度は中央最低賃金審議会目安に関する小委員会委員長から補足説明がされています。

7ページ、資料2をご覧ください。

1つ目の○、この補足説明において、小委員会報告5の公益委員見解を取りまとめた趣旨等の説明をするとされています。

上から3つ目、公益委員見解を取りまとめるに当たっては、非正規雇用の増加傾向、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の賃金格差といった状況も踏まえて「ニッポン一億総活躍プラン」等が取りまとめられ、これらに配慮した調査審議が求められたことについては、最低賃金法第1条の「賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る」という法目的にも鑑みると、何らかの対処をすることが必要であると考え、こうした観点から審議を行ったものです。

5つ目、各地方最低賃金審議会においては、これらの内容も踏まえて、本年度の地域別最低賃金の審議が行われることを期待します。

目安に関する報告は以上でございます。

続きまして、大阪府最低賃金の改正決定（答申）について報告いたします。

テレビ報道等により、既にご承知いただいているかと存じますが、昨日、専門部会の終了後、同会場において、大阪地方最低賃金審議会会長から、大阪労働局長に答申を行っております。

最低賃金はその周知が非常に重要であることを踏まえ、答申の機会も捉えて、積極的に広報に取り組んだところ、テレビ報道等、広く取り上げていただきました。

では、8ページの資料3をご覧ください。

大阪地方最低賃金専門部会では、特に女性労働者及びパート労働者の賃金水準の引上げに配慮の上、慎重な審議を重ね、全会一致で時間額883円、効力発生の日は法定どおりとするとの結論に至り、同日答申が行われました。

なお、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、同専門部会において全会一致で議決された場合は、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることについて、第316回大阪地方最低賃金審議会において了解事項として議決されていることを申し添えます。

また、答申には中小企業・小規模事業者の経営力強化、生産性向上の取組に対する国の支援措置を強く求めるほか、影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報、履行確保に努めることなどの要望事項が付記されています。

9ページ、資料4が答申の写しとなります。
私からの説明は以上となります。

富田会長

ありがとうございました。
ただいまの事務局の説明について何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

(な し)

富田会長

それでは、先ほどの報告のとおり、本年度地域別最低賃金の改正につきましては、専門部会において全会一致の結論が得られましたので、最低賃金専門部会の審議に関する了解事項に基づき、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、本日配付いたしました大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書のとおり、専門部会の決議をもって、当審議会としての答申が既に行われていることをご報告いたします。

苧谷局長

大阪府最低賃金につきまして、今、ご紹介していただきましたとおり、昨日、ご答申をいただきましたので、一言御礼を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、7月5日に諮問を申し上げて以来、改定審議にご尽力いただきまして、全会一致で答申を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当局といたしましては、今後、本答申を尊重し、異議申出に係る公示、及び官報公示等、所定の手続を進めてまいりますとともに、発効後におきましては、改正された最低賃金の周知徹底と履行確保につきまして、全力を挙げて取り組む所存でございます。

また、答申にあわせてご要望いただきました事項につきましても、中小企業・小規模事業者の支援措置につきましては、委員の皆様のご意見を受けて、既に本省に伝えておりますけれども、関係省庁とも調整の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

富田会長

それでは、大阪府最低賃金の今後の手続について事務局から説明をお願いします。

古田主任

大阪府最低賃金の今後の手続についてご説明申し上げます。

昨日、8月4日付で審議会の答申の要旨及び異議の申出についての公示をいたしました。

異議申出の締め切り日は8月19日金曜日となり、異議申出がございまして、8月23日火曜日に開催予定の本年度第4回総会におきまして、異議申出について諮問し、ご審議をお願いすることとなります。

事務局からの説明は以上でございます。

富田会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

(な し)

富田会長

それでは、議事2のその他に入りますが、事務局から何かございますか。

古田主任

事務局からは、前回の総会以降に、大阪府最低賃金の改正決定に係る要請のあったものについてご紹介をさせていただきます。

資料の10ページ、資料5をご覧ください。

日本労働組合総連合会大阪府連合会傘下のKOHYO労働組合ほか2団体から、大阪府最低賃金審議会会長あて要請があったものです。

内容としましては、大阪府最低賃金は、政労使合意の雇用戦略対話及び政府の成長戦略に基づき、早急に連合大阪リビングウェイジ990円以上に改正することなど、前回の総会でご紹介いたしました大阪府最低賃金の大幅な引き上げに向けた要請についてと同じ内容でございます。

12ページ、資料6と13ページ、資料7は全大阪労働組合総連合、全国労働組合総連合取扱いの淀川・東淀川労働組合総連合ほか1団体からの要請と326筆の個人署名があったもので、内容としましては、最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設を目指すことなど、前回の総会でご紹介いたしました「全国一律時間額1,000円以上の最低賃金実現を求める要請」と同じ内容でございます。

14ページ、資料8は平成28年8月3日付で大阪弁護士会会長から、大阪府最低賃金審議会会長及び大阪労働局長あて、大阪府地域別最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明として提出があったものでございます。

内容としましては、目安どおりに引き上げられたとしても、この水準では年収約184万円にしかならず、欧米と比較しても、日本の最低賃金は低い水準にある。

政府は年率3%程度を目途に最低賃金を引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指しているが、それでも1,000円到達にはあと7年もかかることになり、2020年までに全国平均1,000円との目標を堅持するには、大幅な引上げがなされなければならない。

わが国では正規雇用と非正規雇用の賃金格差が大きいまま、非正規雇用の割合が増加し続けており、非正規雇用の賃金の底上げは格差と貧困を解消するための喫緊の課題である。

大阪では最低賃金近傍で働くパートタイム労働者が他府県と比べても多い割合となっており、最低賃金の引上げは、パートタイム労働者の賃金を下支えする効果が大きく、賃金格差の縮小に大きな役割が期待される。

以上のことなどから、中央最低賃金審議会の目安にとどまらず、大阪府の地域別最低賃金を大幅に

引き上げることを求めるものでございます。

なお、これらにつきましては、前回の総会以降に提出されたものであり、大阪府最低賃金専門部会では、既にご報告をさせていただいております。

以上でございます。

富田会長

ただいまの説明について何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

(な し)

富田会長

最後に、労働者を代表する委員、何かございませんか。

井尻委員

先ほどご報告があったとおりでございますが、今回の限られた審議の時間の中においてですけれども、我々が主張してきた先進国並み、最低生計費ということについては、今年度で到達するということはできませんでしたが、真摯な議論の中で、さまざまな労働側の訴えをご理解いただいて引き出すことができた水準だという認識をしております。

先ほどご報告があった内容で、この後は異議審を経て決定する訳ですけれども、影響率も高くなってきております。また、未満率も高くなってきておりますが、未満率が高くなることのないように、周知広報の部分につきまして、是非、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

富田会長

使用者を代表する委員、何かございますか。

中井（正）委員

ありがとうございます。

結果はこういう形で決定されましたが、やはり中小企業の置かれている状況というのは厳しいと我々は思っておりますので、労働局長様からお話がございましたとおり、中小企業施策について、本当に関係省庁とも調整の上、推進していただくことを再度お願ひしたいと思います。

以上でございます。

富田会長

ほかにございませんか。

(な し)

富田会長

事務局から何かございませんか。

(な し)

富田会長

それでは、本日の議事録の署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員は井尻委員に、使用者を代表する委員は中井委員にお願いしたいと思います。

次回の総会は、異議申出があれば、8月23日火曜日、午前9時から開催することといたします。各委員の皆様には、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日は閉会といたします。

どうもありがとうございました。

(閉会 午後3時20分)